会員各先生
埼玉県医師会より周知依頼がございましたのでお知らせいたします。　　草加八潮医師会

電子的診療情報連携体制整備加算の新設

➢ 医療DX関連施策の進捗状況を踏まえ、普及した関連サービスの活用を基本としつつ、更なる関連サービスの活用による質の高い医療の提供を評価する観点から、医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の評価を見直す。

現行

【医療DX推進体制整備加算】（廃止）

初診時（月に１回）　（医科）
- 医療DX推進体制整備加算１　12点
- 医療DX推進体制整備加算２　11点
- 医療DX推進体制整備加算３　10点
- 医療DX推進体制整備加算４　10点
- 医療DX推進体制整備加算５　９点
- 医療DX推進体制整備加算６　８点

【医療情報取得加算】（廃止）

初診時
- 医療情報取得加算　１点

再診時（３月に１回に限り算定）
- 医療情報取得加算　１点

【明細書発行体制加算】

（再診料に加算）１点

※電子的診療情報連携体制整備加算の届出医療機関は算定不可

改定後

【電子的診療情報連携体制整備加算】（新設）

初診時（月に１回）
- 電子的診療情報連携体制整備加算１　１５点
- 電子的診療情報連携体制整備加算２　９点
- 電子的診療情報連携体制整備加算３　４点

再診時（月に１回）
- 電子的診療情報連携体制整備加算　２点

入院基本料等加算
- 電子的診療情報連携体制整備加算１（入院初日）１６０点
- 電子的診療情報連携体制整備加算２（入院初日）　８０点

電子的診療情報連携体制整備加算（施設基準）

加算１，２，３　共通

加算３　（４点）

- **オンライン請求**
- **オンライン資格確認**
- **マイナ保険証利用率（30%以上）**
- **明細書発行**

（４）　オンライン資格確認で取得した診療情報を閲覧・活用する体制
（６）　マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制
（７）　DX推進体制等の院内掲示及びウェブサイトへの掲載

加算２　（９点）
どれか1つ

電子処方箋

または

診療情報の共有
- **共有サービス**
- **地連ネットワーク**

または

電子カルテ（要件あり）

加算1　（15点）
3つ全て

電子処方箋　＋　診療情報共有　＋　電子カルテ

電子的診療情報連携体制整備加算

○　電子的診療情報連携体制整備加算３（初診時・月１回）４点

→　ほとんどの医療機関で算定可能であるので、是非、届出を検討いただきたい。

○　電子的診療情報連携体制整備加算２（初診時・月１回）９点

→　加算３の要件に加え、「電子処方箋を発行する体制」または「地域医療連携ネットワーク」のどちらかの要件を満たせば、届出が可能である。

○　電子的診療情報連携体制整備加算１（初診時・月１回）１５点

→　加算３の要件に加え、「電子処方箋を発行する体制」、「電子カルテを有する」、「地域医療連携ネットワーク」のすべての要件を満たせば、届出可能である。

○　電子的診療情報連携体制整備加算は、（再診時・月１回）２点の算定が可能となるが、届出医療機関は、明細書発行体制加算１点（再診時・月１回）の算定が不可となる。

「電子処方箋を発行する体制」

【院外処方を行う場合】

○　原則として、電子処方箋を発行し、又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行し処方情報の登録を行っていることを指す

【院内処方を行う場合】

○　原則として、医療機関内で調剤した薬剤の情報を電子処方箋管理サービスに登録を行っていることを指す

「電子カルテを有する」

○　次のアからウのすべてを満たす電子カルテを有していること。

ア　厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制であること。

イ　電子処方箋管理サービスとの接続インターフェースを有していること。

※　電子処方箋の運用開始日が登録され、厚生労働省ウェブサイトにおいて電子処方箋対応施設として公表されている状態を指す。

ウ　電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。

※　地域医療連携ネットワークの要件を満たす場合には、要件を満たしているものとみなす。

※　上記に限らず、経過措置により、当面の間は「ウ」の要件を満たしているものとみなす。

○　又はエを満たす

エ　厚生労働省が認証する電子カルテ製品であること。

※　現在、「厚生労働省が認証する電子カルテ製品」は公表されていない。

「診療情報の共有」

○　アを満たす**又はイ及びウを満たす**こと。

ア　国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制を有していること。

イ　地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワークであって、以下の(イ)から(ハ)の全てを満たすものを活用する体制を有していること。

（イ）　当該ネットワークに参加している保険医療機関の数が10以上であり、そのうち診療情報を開示している病院の数が2以上であること。

（ロ）　登録患者数が1,000人以上であること又は新規登録患者数が　年間100人以上であること。

（ハ）　当該ネットワークの運営主体が連携している医療機関名及び登録患者数をウェブサイトで公表していること。

ウ　以下の(イ)及び(ロ)を満たすこと。

（イ）　診療情報提供料(Ⅰ)の検査・画像情報提供加算又は電子的診療情報評価料の施設基準を届け出ていること。

（ロ）　当該ネットワークに参加していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある保険医療機関の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

届出の例

電子的診療情報連携体制整備加算及び電子的歯科診療情報連携体制整備加算（初・再診料）の施設基準に係る届出書添付書類

項目	記入欄
1．届出区分（該当区分に○をつけること）	
ア　電子的診療情報連携体制整備加算	加算１　**加算２**　加算３
イ　電子的歯科診療情報連携体制整備加算	加算１　・　加算２
2．診療体制等の要件（該当するすべての□に「✔」を記入すること。）	☑ 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っている
	☑ 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付している
	☑ 健康保険法第３条第13項に規定する電子資格確認（以下オンライン資格確認）を行う体制が整備されている
	☑ 医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している
	☑ 医療ＤＸ推進の体制に関する事項及び情報の取得・活用等についてのウェブサイトへの掲載を行っている
	☑ 診療報酬明細書の無料交付について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している
	☑ 診療報酬明細書の無料交付についてのウェブサイトへの掲載を行っている
3．電子処方箋に係る要件（該当するすべての□に「✔」を記入すること。）	□ 「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制が整備されている
4．電子カルテに係る要件（該当するすべての□に「✔」を記入すること。）	□ 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制が整備されている
	□ 電子処方箋サービスとの接続インターフェースを有している
	□ 電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有している
	□ 厚生労働省が認証する電子カルテ製品である
5．電子カルテ情報共有サービス等に係る要件	
ア　国等が提供する電子カルテ情報共有サービス（該当する場合、□に「✔」を記入すること。）	□ 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている
イ　地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワーク	
ネットワーク名	○○○○ネット
ネットワークを運営する事務局名	○○○○ネット協議会事務局
ネットワークを運営する事務局所在地	○○県△△市□□□□
登録患者数	46,000
年間新規登録患者数	3,000
年間新規登録患者数開始年月（和暦で記載すること）	令和７年４月
年間新規登録患者数終了年月（和暦で記載すること）	令和８年３月
ネットワークの運営主体による連携医療機関及び登録患者数のウェブサイトでの公表	**有**　・　無
ウ　診療情報提供料（Ⅰ）の検査・画像情報提供加算又は電子的診療情報評価料の施設基準の届出	**有**　・　無
エ　ネットワークに係る掲示事項（該当する場合、□に「✔」を記入すること。）	☑ ネットワークへの参加及び共有実績のある保険医療機関の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している

［記載上の注意］

1　「2」のウェブサイトへの掲示については、自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

2　「3」から「5」までは、電子的診療情報連携体制整備加算１若しくは２又は電子的歯科診療情報連携体制整備加算１を算定する場合に記載すること。

3．電子処方箋に係る要件（該当するすべての□に「✔」を記入すること。）	□ 「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制が整備されている
4．電子カルテに係る要件（該当するすべての□に「✔」を記入すること。）	□ 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制が整備されている
	□ 電子処方箋サービスとの接続インターフェースを有している
	□ 電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有している
	□ 厚生労働省が認証する電子カルテ製品である
5．電子カルテ情報共有サービス等に係る要件	
ア　国等が提供する電子カルテ情報共有サービス（該当する場合、□に「✔」を記入すること。）	□ 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている
イ　地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワーク	
ネットワーク名	○○○○ネット
ネットワークを運営する事務局名	○○○○ネット協議会事務局
ネットワークを運営する事務局所在地	○○県△△市□□□□
登録患者数	46,000
年間新規登録患者数	3,000
年間新規登録患者数開始年月（和暦で記載すること）	令和７年４月
年間新規登録患者数終了年月（和暦で記載すること）	令和８年３月
ネットワークの運営主体による連携医療機関及び登録患者数のウェブサイトでの公表	**有**　・　無
ウ　診療情報提供料（Ⅰ）の検査・画像情報提供加算又は電子的診療情報評価料の施設基準の届出	**有**　・　無
エ　ネットワークに係る掲示事項（該当する場合、□に「✔」を記入すること。）	☑ ネットワークへの参加及び共有実績のある保険医療機関の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している

届出注意事項

3．電子処方箋に係る要件 （該当するすべての□に「✔」を記入すること。）	□ 「電子処方箋管理サービスの運用について」に基づく電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制が整備されている
4．電子カルテに係る要件 （該当するすべての□に「✔」を記入すること。）	□ 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制が整備されている □ 電子処方箋サービスとの接続インターフェースを有している □ 電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有している □ 厚生労働省が認証する電子カルテ製品である
5．電子カルテ情報共有サービス等に係る要件	
ア　国等が提供する電子カルテ情報共有サービス （該当する場合、□に「✔」を記入すること。）	□ 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている
イ　地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できる	
ネットワーク名	○○○○ネット
ネットワークを運営する事務局名	○○○○ネット協議会事務局
ネットワークを運営する事務局所在地	○○県△△市□□□□
登録患者数	46,000
年間新規登録患者数	3,000
年間新規登録患者数 開始年月（和暦で記載すること）	令和７年４月
年間新規登録患者数 終了年月（和暦で記載すること）	令和８年３月
ネットワークの運営主体による連携医療機関及び登録患者数のウェブサイトでの公表	（有）・無
ウ　診療情報提供料（Ⅰ）の検査・画像情報提供加算又は電子的診療情報評価料の施設基準の届出	（有）・無
エ　ネットワークに係る掲示事項 （該当する場合、□に「✔」を記入すること。）	☑ ネットワークへの参加及び共有実績のある保険医療機関の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している

現時点では、チェックができません。

現時点では、チェックができません。

「イ」の記載に際しては、
ネットワーク運営から
公表されている情報を
確認のうえ、記載ください。

電子的診療情報連携体制整備加算の新設

［施設基準（電子的診療情報連携体制整備加算１）］

（１） 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていること。

（２） 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無償で交付していること。また、その旨の院内掲示を行っていること。

（３） 健康保険法第３条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行うこと。

（４） 電子的診療情報連携体制整備加算を算定する月の３月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、３０%以上であること。

（５） （４）について、電子的診療情報連携体制整備加算を算定する月の３月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる 。

（６） マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること。

（７） 次に掲げる事項について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

ア 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関であること。

イ マイナ保険証を促進する等、医療ＤＸを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関であること。

ウ 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付していること。

（８） （７）の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

（９） **電子処方箋**を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有していること。

（10） 以下の**アからウの全て又はエを満たす電子カルテ**を有していること。

ア　厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（以下単に「安全管理ガイドライン」という。）に準拠した体制であること。
イ　電子処方箋管理サービスとの接続インターフェースを有していること。
ウ　電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。
エ　厚生労働省が認証する電子カルテ製品であること。

（11） **アを満たす又はイ及びウを満たす**こと。

ア　国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制を有していること。

イ　**地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワーク**であって、以下の（イ）から（ハ）の全てを満たすものを活用する体制を有していること。

（イ）　当該ネットワークに参加している保険医療機関の数が10以上であり、そのうち診療情報を開示している病院の数が２以上であること。
（ロ）　登録患者数が1,000人以上であること又は新規登録患者数が年間100人以上であること。
（ハ）　当該ネットワークの運営主体が連携している医療機関名及び登録患者数をウェブサイトで公表していること。

ウ　以下の（イ）及び（ロ）を満たすこと。

（イ）　診療情報提供料（Ｉ）の検査・画像情報提供加算又は電子的診療情報評価料の施設基準を届け出ていること。
（ロ）　当該ネットワークに参加していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある保険医療機関の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

電子的診療情報連携体制整備加算１	（1）～（11）の全て
電子的診療情報連携体制整備加算２	（1）～（8）の全てかつ （9）～（11）のいずれか
電子的診療情報連携体制整備加算３	（1）～（8）の全て

電子的診療情報連携体制整備加算に関する疑義解釈

問　令和8年5月 31 日において現に医療DX推進体制整備加算及び診療録管理体制加算の施設基準を届け出ている保険医療機関が、同年6月１日以降に電子的診療情報連携体制整備加算を算定する場合は、改めて届出を行う必要があるか。

答　改めて届出を行う必要がある。

（令和8年3月23日　疑義解釈その1　問3）

問　「A001」再診料の注19 及び「A002」外来診療料の注10 に規定する電子的診療情報連携体制整備加算について、「A000」初診料の注16 に規定する電子的診療情報連携体制整備加算を算定した月に、再診を行った場合について、算定できるか。また、「A001」再診料の注19 及び「A002」外来診療料の注10 に規定する電子的診療情報連携体制整備加算を算定した月に、他の疾患で初診を行った場合について、「A000」初診料の注16 に規定する電子的診療情報連携体制整備加算を算定できるか。

答　いずれも算定不可。

（令和8年4月21日　疑義解釈その4　問4）

電子的診療情報連携体制整備加算に関する疑義解釈

問　電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制とは具体的にどのような体制を指すか。

答　院外処方を行う場合には、原則として、電子処方箋を発行し、又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行し処方情報の登録を行っていることを指し、院内処方を行う場合には、原則として、医療機関内で調剤した薬剤の情報を電子処方箋管理サービスに登録を行っていることを指す。

（令和8年4月21日　疑義解釈その4　問1）

問　電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準について、「電子処方箋管理サービスとの接続インターフェースを有していること。」とあるが、具体的には何を指すか。

答　電子処方箋の運用開始日が登録され、厚生労働省ウェブサイトにおいて電子処方箋対応施設として公表されている状態を指す。なお、運用開始日の登録に際しては、医療機関等向け総合ポータルサイトから運用開始日入力を行うこと。

（令和8年4月21日　疑義解釈その4　問2）

電子的診療情報連携体制整備加算に関する疑義解釈

問　電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準について、「電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。」とあるが、具体的には何を指すか。

答　電子カルテ情報共有サービスの運用開始日が登録され、厚生労働省ウェブサイトにおいて電子カルテ情報共有サービス対応施設として公表されている状態を指す。なお、運用開始日の登録に際しては、医療機関等向け総合ポータルサイトに示されている方法で入力を行うこと。
※ 現在、ポータルサイトでの入力機能及び厚生労働省ウェブサイトにおける公表ページは準備中のため、準備が整い次第、詳細については両サイトで公表予定。

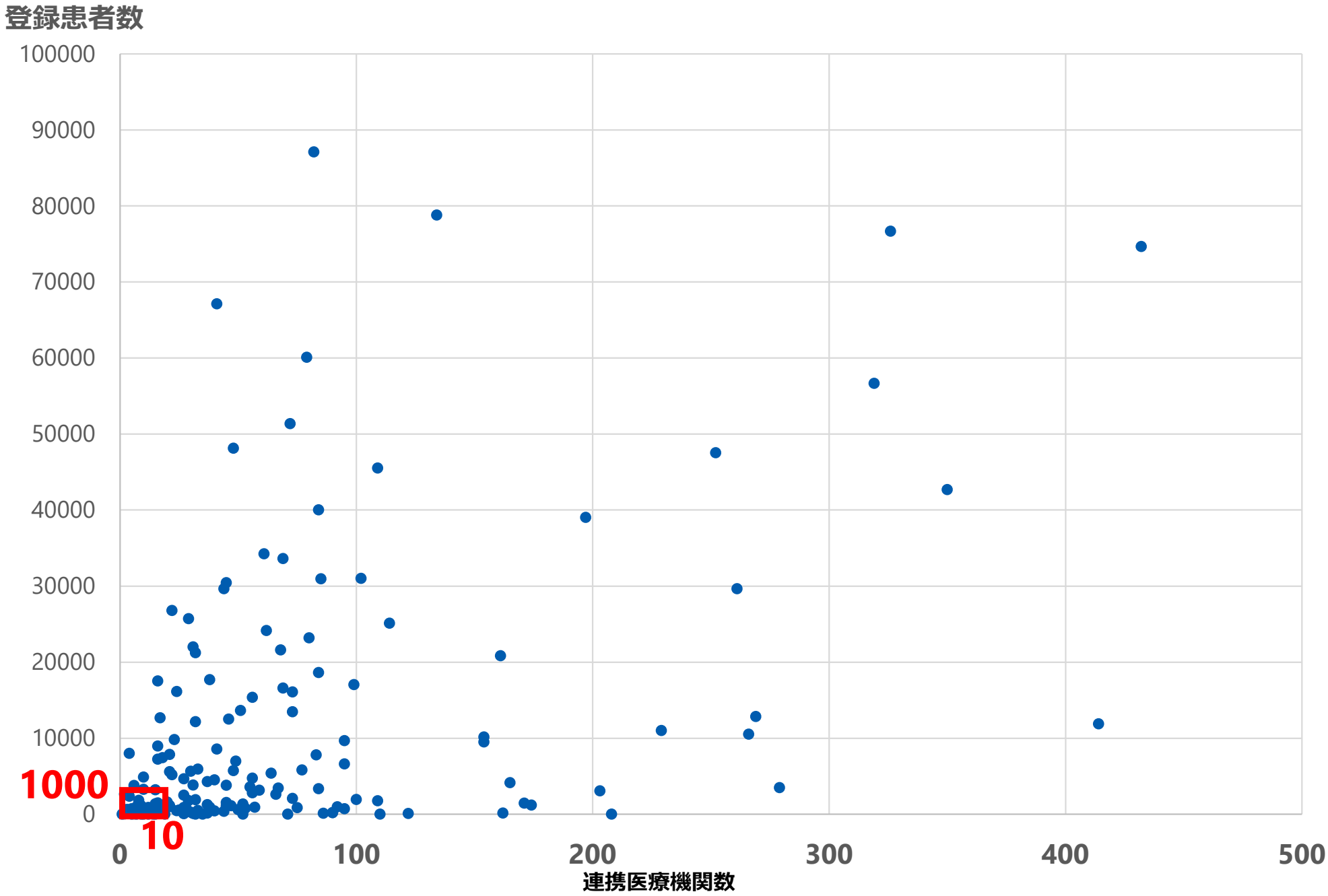
（令和8年4月21日　疑義解釈その4　問3）

問　「A000」電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準において、「電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。」とされているが、地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワークに係る要件を満たす場合について、どのように考えればよいか。

答　電子的診療情報連携体制整備加算1に関する施設基準のうち、(11)のイ及びウ※を満たす場合には、「電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。」を満たすものとみなす。

（令和8年4月1日　疑義解釈その2　問1）

地連NWの連携医療機関数・登録患者数



様式 14 の 2

検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料の施設基準に係る届出書添付書類

1	届出を行う点数	検査・画像情報提供加算　　電子的診療情報評価料 （該当するものを〇で囲むこと）	
2	診療情報提供書の送付・受信	イ）電子的な方法による送受を実施する ロ）電子的な方法による送受を実施しない	
3	HPKIを有する医師数及び歯科医師数〔人〕	人	※2がロ）の場合は記入不要
4	検査結果・画像情報等の電子的な送受信・共有の方法	イ）電子的な診療情報提供書に添付して送受信 ロ）検査結果・画像情報等を、ネットワークを通じ他医療機関に閲覧許可 ハ）他医療機関の検査結果・画像情報等を、ネットワークを通じ閲覧 （実施するもの全てを〇で囲むこと）	
5	ネットワーク名		
6	ネットワークに所属する医療機関名	以下に５つの医療機関名を記載。ネットワーク内の医療機関数が５つに満たない場合は、所属する全医療機関名を記載する。 イ） ロ） ハ） ニ） ホ）	
7	ネットワークを運営する事務局	事務局名　　： 事務局所在地：	
8	安全な通信環境の確保状況	チャネル・セキュリティ　　： オブジェクト・セキュリティ：	
9	個人単位の情報の閲覧権限の管理体制	有　・　無 （該当するものを〇で囲むこと）	
10	ストレージ	有　・　無 （該当するものを〇で囲むこと）	
		（「有」の場合） 厚生労働省標準規格に基づくストレージ機能	有　・　無 （該当するものを〇で囲むこと）

※HPKI：厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI：Healthcare Public Key Infrastructure）

※ネットワーク：他の医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受信又は閲覧が可能なネットワーク

【記載上の注意】

表の８は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成25年10月）の「外部と個人情報を含む医療情報を交換する場合の安全管理」に規定するチャネル・セキュリティ及びオブジェクト・セキュリティについて、保険医療機関内でどのような環境を確保しているかを明示する。

例　チャネル・セキュリティ：専用線、公衆網、IP-VPN、IPsec-IKE　等
　　オブジェクト・セキュリティ：SSL/TLS　等

4	検査結果・画像情報等の電子的な送受信・共有の方法	イ）電子的な診療情報提供書に添付して送受信 ロ）検査結果・画像情報等を、ネットワークを通じ他医療機関に閲覧許可 ハ）他医療機関の検査結果・画像情報等を、ネットワークを通じ閲覧 （実施するもの全てを〇で囲むこと）
5	ネットワーク名	